

# 第四十六回 参議院建設委員会議録 第二十七号

昭和三十九年五月十九日(火曜日)  
午前十時四十五分開会

委員の異動  
五月十九日

辞任 田中 清一君 準欠選任

山本

杉君

暢君

稻浦

鹿藏君

英行君

増原

恵吉君

穂谷

高橋進太郎君

杉君

田中

武内

中尾

村上

義一君

赤城

河野

一郎君

宗徳君

八巻淳之輔君

丹羽雅次郎君

前田

光嘉君

農林省地局長

建設大臣官房長

建設省住宅局長

平井

農林大臣

建設大臣

近畿圏整備

本部次長

首都圈整備委員会事務局長

農林省地局長

建設大臣官房長

建設省住宅局長

前田

光嘉君

農林大臣

建設大臣

國務大臣

農林大臣

農林省農地局長 小林 誠一君  
局管理部長 小林 誠一君

本杉君が選任せられました。

じめとして、生活環境の悪化による弊害は、  
設の不備等都市の過大化による弊害は、  
とみに深刻の度を加えておるのみならず、  
これらの弊害は、現行の制限区域構成についてであります。

第三に、首都圏整備審議会の委員の構成についてであります。政令指定都市の市長及び議会の議長を審議会の構成についてであります。

以上の改正案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

委員長(北村暢君) 次に、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案を議題といたしました。

これが対策といたしましては、市街地開発区域の整備によって、首都に対する産業と人口の流入の防止、首都人口の分散をはかる一方、工業等制限区域を現行の制限区域の周辺地域に拡大するものであります。

以上が改正案の提案理由及びその要旨であります。

委員長(北村暢君) 次に、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案を議題といたしました。



りまして特に許可の対象とする——許可をするかしないかということをもう捨ててしまふことじやございませんで、許可の対象とする。第一に、集団農地、優良農地等、農地として保全すべきものにつきましては許認可をしないこと。集団農地とか優良農地、あるいは農地として保全すべきものについては許認可をしない。第三に、この法律案及び農地法にいう許認可の手続の迅速化をはかるとともに、両省の手続の調整をはかる、こういうことで見え書きをかわしたい、こういう話し合いに相なつておるわけでござります。こうしたことによつて、いま御質問の趣旨に極力沿うようにいたしたい、こう考えております。

でやつておるというような話などは、ちらつと私耳にしまして、そういう間題につきましては、成規の手続をとらせるか、あるいはそこへ立ち入りを禁止しながら原状回復を命じておるとこ止しなどござります。新潟の問題などは、事情はいろいろあるようでござりますので、事務当局からちよつと御説明申し上げます。

六百戸、その住宅がなくなつて、水没してしまつおそれがある。そこで、その住宅六百戸の造成が必要になつてくる。そこで、私はなぜこの問題を出してお考えを承らなければならぬかといふと、その六百戸の住民の宅地を造成いたしますすということで新たに造成事業が要請され、起債を自治省に要請して、宅地を造成するのだということです。

なく、矯正を行なわなければならぬと、こういうふうに考えていて。法の執行については慎重に運用していくたい、こういう考え方であります。

○委員長(北村暢君) 田中君。

○田中一君 農林水産委員会との連合審査で、農林委員の諸君からいろいろ修正案の要求が出ておりました。これは当委員会と打ち合わせの結果、政府

た、かりにここに一万坪の団地が作られる、この団地は当然宅地化されます。むろんこれは農林大臣の転用許可をもらつて仕事にかかるわけですがけれども、そういたしますと、その団地の先——先というとおかしなものですのはれども、その区域の接続する未指定の土地、そういうところは当然市街地化される、その完成した暁には市街地化

のは全部公共団体に属することになつておりますから、それを使っていくことになります。そういたしますと、現在持つてある過小宅地、小さな宅地の許可というものに対しては、相当慎重にしなければならぬと思うのです。御存じのように、その先へその先へと飛んでいるわけです。これは何とかならぬかという気持ちが私はするわ

質問の件でございますが、この件につきましては、新潟の、ちょっと場所はいま記憶ございませんけれども、河川の改修を行なう、したがいまして、ショート・カットをやらなければならぬ

が、その新たに造成しようとする宅地のほうに競馬場を持つてくることが最も近明らかになつてまいりました。私は先ほど來、地方自治体において、しかも法に対し忠誠でなければならぬ

可しちゃ困るということ、それから農大臣の転用許可権が失われるんじゃないかというような心配からの修正要求があつたわけです。これはまあ話し合いの結果、両者の間で申し合わせ事

それに向かって食いついていくわけですね。いまこの許可基準では六十日間――二ヶ月以内に着工するならば、自分の家をつくるならば、これは転用許可をしております、この基準によつて

れなんですかねとも 農地局長は どうもそこまではいかれないということを言つておりますが、なるべくそういうことは、ここにこういう新しい宅地ができるから、そつちへいらつしゃい、こうはいいますけれども、どう

ト・カットをやります敷地の中に相当の民家があるわけでございます。そういう意味におきまして、これをどこかに移転させなければならぬということから、その近郊に県で宅地造成をやるまして、まあ、いろいろそこの立ちりきを

成するのだからといって、農地の転用をはかつておるところに、私は問題を考えます。この点について、そういうことがどういうふうに農林省で取り扱われるか。いまおそらく大臣は、この問題についての明らかな事実は御存じない

○國務大臣（赤城宗徳君）承知してお  
ります。覚え書き、先ほど申し上げた  
内容でござります。

過小宅地が造成される危険が多分にあります。この法律は一応「ヘクトールになつておりますけれども、これはまあ民間でも、最近はそんなちっぽけな千坪、五千坪じやなくて、一万、二万坪

「おなじいのかどうか、お合意おしては、それを不許可にするということはできない」ということを言つておりますけれども、農林大臣、どうお考えになりますか、実際の問題として

れる方々と、県も中に入りましてお話をし合いをされたようござりますけれども、どうもその住宅地に造成された、県営住宅敷地に移ることは好ましくない、近くに競馬会で持つておりますす競馬場があるのでそこへ移りたいと

ないだらうと思うのですが、よく御調査の上、法の歪曲のないよう、私は強く要請しておきたいと思います。特に今後この宅地造成に関する法律が施行されるときにおいて、農地転用の基準についての運営は厳正をきわめてもら

○田中一君 そこで、そうなつた以上、もう少し農林行政というか、第三種農地転用許可基準による許可だけをすればいいんだというんじゃなくて、もう少し積極的な協力がほしいと思うんです。その意味は、「これまであるん

かつてきておりますけれども、農地が虫食いになる。あっちに五十坪、こつちに三十坪となつてくると、これを抑制する基準はないわけなんです。これはむろん行政指導でこれをやらなければどうにも思ひます。

きましては、いまお話しのように、地方農政局あるいは地方公共団体と、地域指定につきましては、十分その中に含まれる農地とか、宅地として適当であるかといふようなことについての検討よろづつござります。

いと庶民の御要望等もございまして、それでまあその土地と、現在の地方競馬を持っております土地と交換の話し合いが進められつつあると聞いて

いたいことを農林大臣の御所見を伺つておきたいと思います。

どうなことはやめますけれども、法律の第二十条に、農林大臣がこういうふうに配慮するんだという規定がございますが、これはまあ許可するための

的にこの基準によつて許可をし得る三種農地であるならば、この基準によつて、地方の農地局長も反対できない形にならざるを得ないとと思うのですが、

○武内五郎君 私は、この問題をなぜここへ出したかというと、いま管理部長が言うよろに、確かに現在競馬場のあります地域は、信濃川をショート・カットする地域になつてしまひます。そこへその地域における住民が約

お話を聞いているうちに、私もそういうふうにお聞きしておりましたが、目的が相当変更されたんじゃないかと思います。よく調べてみます。

なお、この法の適用につきましては、私は、もちろん申し上げるまでも

どういう形になるとも、どういう状況になろうとも、これには関知しないということを農地局長も当委員会で答弁しているんです。参議院の農林水産委員会の諸君の心配もそこにあるわけなんです。新しく建設大臣が許可をし

し、市街地として、住宅地としての機能は發揮できないわけなんです。まし  
てや、そこに側溝をつくり、道路をつくった場合には、何らの費用の負担も  
せずに、それを流用する。ことにこ  
の法律によつては、公共施設というも

に、そういう地区内に宅地を設けるよう行政的に指導せざるを得ませんし、そのままわりに伸びる場合におきましては、これは一般の基準に従つて、まあ間にはさまれないような、そういう耕地としては不適な、むしろ宅地として

な具体的な問題を判定してきめていく  
よりもかないと私は思います。原則として  
は、優良農地や集団農地について許可  
できません。しかし、だんだん外郭に  
延びてきて、場所によつては宅地に転  
用したほうがいいという場合には、そ  
ういうふうなことの取り扱いをする  
よりほかないと私はますが、どうも具  
体的に当たつてみるとよりほかないと  
思います。極力まあこの宅地の認可区  
域内に宅地を集団化する、そういうふ  
うな方針で臨みたいと思いますけれど  
も、現実においては、いろいろお話し  
のようなことが出てくると思います。

○田中一君　たとえばね、行政区域が  
違うと——いま町村合併したものですが  
からだいぶ農村は変わってきているの  
ですよ。たとえば、どこにしようか  
な、河野さんがいらっしゃるから、大  
磯や二宮にてもいいし、あの辺のう  
しろの山地ですね、畑にいいところが  
あります。そうすると、行政区域が違  
うものだから、たとえば大磯を閉むよ  
うにして平塚が抱いているというよう  
なところがある。そこは高い所、そこ  
に造成指定がきまると、汚水は必ず他  
の行政担当の中へ流れ込んでいくわけ  
です。しかし、そこには水田がある、  
たんぼや畑がある、こういう場合に、  
これはもう完全に、たとえ一種、二種  
の農地であろうとも三種化されなけれ  
ばならぬということになるわけです。  
これは行政区域が違うから考え方ま  
せん、隣の町、市のことなどは。そ  
ういうことが現実にたくさんあるんで  
す。水は低く流れますから、また、す  
べて流水溝——自然の流水溝があれば  
そこに流れていきます、汚水は。です

から建設省はこの法律によつて、民間がかつて気ままに宅地を造成するということによつてスラム化し、また、りっぱな町ができない。ことに住宅地としての環境がそこなわれるという点から、この法律を提案してもらつて私はも賛成です。私ども社会党も、これはもう数年前から、三種農地等は当然これは宅地化しなければならぬといふ主張をしてきた——私はしてきただけなんですが、なかなか党内でもつとまどまらぬで、今度政府提案になつて、私は非常にいいと思うのですが、たゞそういう場合に、あのほしいところを他の市町村から攻めていつて、つかそれが三種農地になっちゃつて、優良な農地がつぶされていくという傾向がある。これはよくあるんですよ、そういうことは。だんだん攻めていくわけです、じわじわと蚕食していく、とうとういい農地がだめな農地になつちゃう。町村合併による区域が広がつたことに非常に大きな問題がありますけれども、こういう点の行政指導といふものは非常に大事なことなんですね。いま武内委員が質問していることは、競馬場の問題を言つておりますが、事実、地方等におきましても、熟田がいつか三種農地におちいつてしまふということになるんではなかろうかと、いう心配が多分にあるわけです。農村中心の政治家諸君の心配はですね。こいつをもつと積極的に建設大臣と協議を——この法律には建設大臣と協議なんて書いてありませんけれども、協議をするなんといったって、建設大臣は、おれの権限を侵すなと言つてむくれるからできないと思いますし、こと役所間のセクトがありますから、こ

可認可にあたりましては、特にそういう点を注意するということだと思います。で、この点は許可認可にあたりまして、相當にこれらの業者に対してそういうことが言えると思う。いままで話しのような心配のありました点について考えて、污水、下水道についても考えつつ、一体化してやらなければならぬと思います。私が考えますのに、これまで非常に宅地行政がおくれておりました。それで、同時にまた一方、先ほどお話しもありましたが、農村から都市に転入される人が非常に多いということも私は考えなければなりません。そういうことのため非常に困難であるというような点で非常に困難であるというふうに改善していくことができるのじやないか、こう思うのです。先ほどもお話し和すると同時に、これが行政指導において万全を期するということで私は改善していいことができるのかどうか、ありますけれども、私は何とこの法律に書きましても、農家自身が売るのをいやなら売らにやいいのですから、田を守る、畑を守るという人には、自分が耕作をして。現在の実情からは、政府のほうで、そういうふうに売らなければ、私も百姓の一人ですが、売りたいという者はあっても、売りたくないというお百姓さんはいない。それなのに、農地のほうが安く、農地ではないといふ地のほうが高いという現実はそぞうだと思うのです。これらを法律の運

用によってどういふうに調整をして、そういう変な現象をなくしていくかと申しておられますとおりに、すみやかに都市行政を活発にいたしまして、ぞろぞろして道路等を先行いたしまして、それでその周辺の適当なところに市街地をつくっていく、工業団地をつくっていきとて公共投資が先行するという段階が一番肝心だと、それをひとつ明確に、もう少し、同じ農地でも、いまお話しのように、三種あるとか雑であるとかいうようなところに新しい団地を開拓していく、計画的につくる。しかも、小規模のものはなるべくこれを押えて、大規模のものにするということにしてまいることによって相当改善されるのではないか。で、お話しのような点を十分注意いたしまして、そうして行政指導をやりますと同時に、今後にもそういう慣行は私はつくっていただきたい。農林省との間に、従来とかくお話しにありますように、この点は建設省、この点は農林省というような点がありましたがれども、そういう点、なるべく話し合いをしていくといふことなんですから、十分話し合いをさせて、そして両省が完全に——ここに覚え書きにいたした点につきまして、なるべく相談をしてやつていくようになつた。私は少なくともそう考へて行政指導をいたしたい。こういふうに考えております。

（参考）「アーティストのためのアートマーケット」

ども、やるほうとしては、積極的に協力しないという形じや困るのですよ。どつちみち法律ができてきても。そしてまた、いま言うとおり、過小宅地がどんどんできても困ります。

もう一つ伺っておきたいのは、これは介在農地ですね。これは千葉県によく例があります。丘と丘と続いておきておる。そうすると、丘と丘の間にある介在農地、小さいものです。小さいものだけれども、これもかつてのおそらく河川敷なんかであって、それが変貌したわけなんですけれども、これがどうも両側に宅地ができる、まん中に少しの介在農地があつた場合、この場合、これはやっぱり一種でございますから、二種でございますから、これはだめでござりますということで済ませられるかどうか。また、農地そのものがその機能を發揮するかどうか。低いところへきたない污水がみんな流れていきます。そうすれば、今までの熟田が、人間が二百戸でも三百戸でも住むことによつて、もちろん下水もそうち完備したものはできないと思ひます。その場合には、三種農地に転落するわけなのですけれども、そういう場合にどうです、介在農地の点についは。

くちやならぬと思ひます。そういう意味におきまして、法律に書いてある以外におきましての行政指導面が非常に強まるというふうな意味におきまして、私はこの法律を歓迎するわけでござります。そこで、建設あるいは農林関係でとかくなわ張り争いということもありましたが、これは極力避けなくちやいかぬ。今度の法律につきましても、覚え書き等かわすという意味は、なお両者これを足がかりでもないが一つのあれといたしまして、よく協調しなければならない、法律の目的あるいは住宅政策の面におきまして、あるいは農林政策の面におきましても協調しながら進んでいく、こういう面で覚え書き等もできておるわけでございますから、覚え書き以外の点につきましても、いま建設大臣のお話しのように、両省緊密な連絡をとつていきました。こう考えております。

それから介在農地ですが、これは第一種でも介在農地の場合には適用をすることのようだ、第三種でなくとも一つの方針がござります。でござりますが、具點的にこれは見ていきますので、これは許可しないということじやございません。

○田中一君 第一、第二であつても介在農地の場合には、場合によつては許可する、こういうことですか。

○國務大臣(赤城宗徳君) さようでございます。

○委員長(北村暢君) 速記とめて。

〔速記中止〕

されておりますか。  
○政府委員(前田光嘉君)　おります。  
○田中一君　省令が相当たくさん出でるのですが、この省令は手続の省令ですか、全部、大体において。これは住宅局長。  
○政府委員(前田光嘉君)　手続のはかに技術基準が若干入っております。  
○田中一君　原則として、すべての道路並びに放水路等は、放水路とか、全部接続する地点まで持つていかなければならぬということが原則になつておりますね、これは固く守つてくれますか。  
○政府委員(前田光嘉君)　守らせる方針でござります。  
○田中一君　そこで、五条二項三号の「排水路その他の排水施設」云々と、ただし書きは、「ただし、放流先の状況等により、やむを得ない場合」にはため池がいいと書いてあります。が、これは全然問題になりません。河野さん、建設省の住宅地といふものは、蚊の発生するため池を置いてもいいという考え方で、これは憲法で保障する住宅の地域環境だということが言えるんですか。これは私賛成できないんで、この点は削除していただきたいという修正案を、各会派と了解を得て共同提案で出したいと思うんです。  
○国務大臣(河野一郎君)　それだけつこうでございます。

○政府委員(前田光嘉君) 現在宅地造成等規制法におきまして、同様の資格をありますので、それと同様の資格を得定めて、同程度の学歴、経験年数を得た者にこの資格を与えるよう指導するつもりでござります。

○田中一君 第八条の「認可の基準等」で、三号の資力、信用、それから四号の必要な能力、この認定のしかたはどうしますか。

○政府委員(前田光嘉君) 具体的な認定でございますので、いろいろむずかしい点がございますが、この事業が確實に実施されることがやはり必要でございますので、それに必要な資料によりまして判断することになつております。

○田中一君 これは都道府県知事に認定させるんでしよう、どっちみち。だから何かやつぱり基準がなくては、省令できめるとか、政令できめるとかといふものがないと、ばらばらになってしまふんですよ。それは宅造業者というものは相當的に向かつては激しいものですからばらばらになつてしまふ、何か基準をつくらなければしょうがないと思うんですがね。

いま一つの場合は、この施行区域、その二ですが、「支障がないと認められる場合を除く。」これはいけませんよ、と書いて、ただし、支障がないと認める、というようなあいまいなことは、これが宅造業者の食いつくところなんです。それで地方行政を担当する窓口のやつぱり汚職とかうるさいことが起きてくる、こういうものをおいましておくから。だから何か基準を設けなければ困るんじゃないかと思う

○政府委員(前田光嘉君) 仰せのとおりでございますので、具体的な事例についておきまして差異があると存じますので、公正を期するために、できる限り基準を設けまして、各事業主体の間におきましてそこのないよう指導するつもりでござります。

○田中一君 各府県同じ条件の基準を守るということですね、認定のしかたの。

それから、同じく八条の二項ですね、工事が終わつたら、むろん環境に対する——原状に復帰することは当然でありますけれども、不当な義務を課しちゃいけないということはどういうことをいつているのですか。八条の二項ですね。「工事によって生ずる災害を防止するため必要な条件を附することができます」。これはいいです。「その条件は、当該認可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない」。この不当、当という認定ですね、不当とは何か、当とは何かということになるのですが、この点は……。

○政府委員(前田光嘉君) 事業の完全な施行を期するために条件を付しますが、その場合に行政庁におきましては、あるいは他の目的に資するためにこの事業を利用する、許可を利用するという場合等を考えまして、場合によつては、この法律に書いた事項の範囲を越えた条件をつけることもままあるような一般的な場合も想定されますので、そういうことのないように、この場合には、やはりこの法律に従つて書いてございますところの公共施設の機能の回復とか、あるいは工事によって生ずる災害の防止とか、こういうよ

うなことに限定した条件を課すとするのが、法律上当然ではないかということがあります。

○田中一君 宅地造成等規制法には、

おのずから宅地はかくかくかく、

何はかくかくと書いてあるのですね。

これは当の正しいほうですね、こうい

うものは法律できめているのですが、

こういう条項は要らないんじゃない

と思うのですがね、どういうものですかね。

○政府委員(前田光嘉君) 条件を付す

場合に、その条件が過当あるいは當を得ないことを付することが、法律制

度として必要でございますので、条件を付する場合には、よくこういう条文を入れまして、その条件が適正なもの

の範囲にとどまるよう配慮をいたし

ております。

○田中一君 「工事によって生ずる災

害を防止するため必要な条件」これ

は現場現場で違うと思うのです、これ

は当然のことじやないかと思うのです

す。「不当な義務」というのは、どうい

う程度のことをいつているのですか

ね。ただこれは一つの条文として義務づける、しかし大きな義務じやいかぬ、不当な義務じやいかぬといつて

義務づけるということがある以上、不

当な義務ということはないはずだが、

すると、いままではそういう不当な義

務ばかり押しつけていいからこう書い

てあるのですか。ほかの例はないのですか、例示は、ほかの法律の。

○政府委員(前田光嘉君) これは、法律におきまして条件を付する場合における例文となつております。本件の場合におきましても、この宅地造成の法

律の目的内の条件でなければなりません

ので、そういうふうなことに限定を

とから、こういう規定をつけたので

ります。

○田中一君 これはあとに残しておき

ります。

○政府委員(前田光嘉君) たとえば道

路の変更を伴わない区画を変更すると

か、あるいは工事の仕様を変更する設

計の変更等を考えております。

○田中一君 まあこれもあとにしま

す。

○田中一君 第十四条の「住宅地造成事業の施行

により設置された公共施設の管理」

これは一番この法律の大きな問題との

ころでありまして、道路、放水路、排

水路その他を全部公共団体に帰属する

ということになるわけなんですが、こ

れはむろん無償でしょね。

○政府委員(前田光嘉君) これは法律

上の管理者の点でございまして、その

土地の所有に関する有償無償について

書いてございませんが、実際問題とい

たしましては、無償で処理すること

にしたいと考えております。

○田中一君 それで大体たんぽ――た

しかけなければならぬと思うのです

が、それはどうですか。必ず実地に

行って立ち会つて図面を見てやるので

しょうから、何日ぐらいかかります

か。

○政府委員(前田光嘉君) これも規模

によりまして違いますが、少なくとも

最小限度四一トルはもちろんのこと、

かなり付近的道路交通に影響する場合

につきましては、六メートル以上にす

る、あるいは接続する道路につきまし

ては、さらに地区の状況によりまして

変更しますが、なるべくできる限り

規則におきまして書きましたが、具体的には、実際の審査の現場審査その他の例を研究いたしまして、なるべく早

く処理するように指導いたします。

○田中一君 十条の三行目の「軽微な

変更」、これは軽微をどの程度と見る

わけですか。

○田中一君 それはおかしいな。規模

によつて道路が変わるなんていうこと

はないですよ。それを、初めにも

ありますように、必ず既成市街地に

度にする、施行地区内の主要な道路は

また街区の大きさも千平方メートル程

七

接続するところに新しく都市計画法による地域設定がされるのであって、その他かるみとならない構造とするというような規定を置きまして、でき得る限り、民間事業でございましょうけれども、良好な宅地になるような基準を設けることにいたしております。

○田中一君 それは、こういう宅地が

た場合に、その道路利用の問題です。

○田中一君 その土地を提供して、私道なら

私道に編入してもらわわけですね。そ

れから配管のほうの関係で、いま大

体、君のところでこれを区道にしてく

れとか、あるいは私道にしてくれと

いつも受け取れないですよ。大

体これは受け取れないですよ、それ

から行政指導でやるのだとということで

もう少し、まあ政令は出ているし、これ

から行政指導でやるのだと

は困るので、やはり法律で明らかにし

てほしいのですよ。相手がいま相当よ

いことも悪いこともしていいる、悪

いこともしていいるという人もおりま

す。だからあいまいなことは困るので

はつきりしてください。

○政府委員(前田光嘉君) 道路等の規

模につきましては、基準につきましては、建設省令で定める予定で研究いた

しております。いま考へてある点を申

し上げますと、もちろん、先ほど申

しましたよ。もちろん、申

めまして認可を受けます。公共団体

によりましては、ただいま先生おつ

しゃつたように、直ちに受けないで、

あるいは私道として残るものもあるか

もしれませんし、場合によりましては

条件を付しまして、あるいは舗装をす

るとかいうことによりまして、公共団

体が管理を引き受けてもいいという状

態に持つていったものについては、引

き受けれる場合もあります。事前にそ

の協議の結果によりまして、管理者が

はつきりきまつてないものにつきま

しては公共団体が引き受けるというこ

とでござります。そういうことでござ

います。

○田中一君 そうすると、自分の土地

を道路にした、ところが自分が管理者

者ではありません。

になるのはいやだといった場合には、捨てるわけですね。おれはいやだと、そうすると、それは自然に地方公共団体がそれを受けて、地方公共団体の管理に入るのですか。話がつけば問題はございません。話がつかぬ場合はどうしますか。そうすると、宅地造成をしたものは当然道路の管理者となる義務を負わされることになるのですか。その点非常にあいまいですがね。協議が整うという前提で考へているのか。事実市町村は、そんな土地なんかの、道路なんかの維持管理の金はないですよ。そうすると、義務ということはどうです、その点。

○政府委員(前田光嘉君) この法律は、從来ありましたそういうような問題を解決するために、あらかじめ管理者について協議をさせまして、管理者へ、許可をしていくという方針でござりますので、公共道路等の公共施設につきましては、ただいまお話しのように、あるいは施行者が管理するか、あるいは公共団体が管理するか、いずれはつきりいたしましたその上で認可いたしたいというふうに考えておりま

○田中一君 私道の場合には、たとえ隣地の未指定のところに、区域外のところにですよ、さつき農林大臣に質問しているように、向こうで点々と三十坪、五十坪を認可される場合、それを使用させないでいいんですね。通行禁止してもいいんですね、これは。たとえばこういう区画のところへ、ここへ道路ができたら、こつちは未指定ですね、その事業主がやつてない、これができると、六メートーの道路は、これ

は事業主が管理すると協議がきました

とする。その場合、こちらへ十五坪、三十坪と、三種農地として農林省が許可する。家ができます。かつてに自分で道路つくりなさいよ、こつちは通しませんよということもできるわけです

たものは当然道路の管理者となる義務を負わされることになるのですか。

その点非常にあいまいですがね。協議が整うという前提で考へているのか。事

実市町村は、そんな土地なんかの、道

路なんかの維持管理の金はないですよ。

そうすると、義務ということはどう

です、その点。

○政府委員(前田光嘉君) その場合に、

そのあとでできる宅地、建築ができる

ためには、その前面の道路を私道とし

て認定を受けなければならぬと存じま

すので、その場合にもちらん、公共

道路であれ、私道であれ、道路として

の認定が必要でござりますから、です

から当然、この建築をする場合におき

ましては、その道路を使うということ

につきまして事業主体とあとの建築主

とが話し合いがついておることと思いま

ます。

○田中一君 かつてに使つていいとい

うのですか。市町村道になればかつて

使つていいでしょうが、この場合

にもいいのですか。

○政府委員(前田光嘉君) その道路を

建築敷地のための道路として使うとい

うことにつきまして、建築の確認申請

をする以前に、道路の管理者と宅地の

建築主の話し合いで済まなければ、建

築の確認はしないことになつてゐるの

です。

○田中一君 そうすると、隣へ新しく

接続して一ヘクタールの宅地造成を始

めた、その場合に甲と乙があつて、甲が

一ヘクタールの面積で、この場合に外

郭に六メートー道路をつける、排水溝

もつけて、それに接続して新しく乙が

一ヘクタールの宅地造成を申請してや

る場合には、向こうもやはり六メー

ター道路をつけて十二メーターになる

ですね、払おうが払うまいが自由だ。

払えと言われたほうは、とんでもな

い、市の道路だ、市の道路にどろを運

んだり通行するのがどうして悪いかと

いうことになる。その場合に、どうい

う指導をするのですか。

○政府委員(前田光嘉君) 市のほうに

あとでできる宅地が六メートー以上の

何らかの道路に接続することが至当で

ござります。でございますから、その

道路を、すでにできた私道でございま

しても、それを利用することが協議上

明らかになつておりますならば、その

六メートーの道路に接続して新しい宅

地の道路をつくることもできると存じ

ます。

○田中一君 そうすると、そのAはB

に対しても受益者負担的な費用の分担を

要求できますか。

○政府委員(前田光嘉君) あとででき

た宅地が、そのすでにできました宅地

でつくった道路を利用するにつきまし

ては、法律上の規定はございませんけ

れども、お互いに事業主間におきまし

て、道路の利用につきまして話し合いま

りますが、この法律には規定をしな

い問題であります。本件の場合は、民

間の宅地造成会社がお互いに自分の私

有地につきましての利用の調整の関係

でございますので、契約によりまして

つきまして実際上なかなかむずかし

い問題であります。

○田中一君 そのAはB

に五メートー、あるいは十メートーな

十メートーの幹線道路をつくる。そ

の奥のほうへまたBが行つてつくつた

場合、これは都市計画上道路はきまつ

かつたのでございます。

○田中一君 自分の造成する宅地の中

に五メートー、あるいは十メートーな

十メートーの幹線道路をつくる。そ

れがAの十メートー道路をどるを

運んだりしてどんどんやつっていく、よ

こす。しかし、これは市道なら市道、

市に移管されておりますから、市にな

れば自由だということになります。や

はりA並びにAの住宅地域に住んでい

る人は、非常に関係が深いから、損害

を受けるわけですね。ですから、本来A

の造成地がなかつたとすれば、自分で

道路をつくつて、Bの地点まで道路が

なかつたら仕事できませんね——とい

うことで、AとBの間でもつて、この

道路はおれがつくつて市に提供したん

だ、市の管理になつたんだから、その

費用を持つてといふことの交渉は、いま

あなたの話を聞くと、自由だというの

通さないよ、君は別に道路をつくりな

さいということになることも考えられますね。けれども、六メーター道路がある、使えば使つたらしい、六メータ道路でいいから。人の土地だって、宅地造成業者は惜しんで売ろうとするのですから。その場合に、その道路を使うと負担をさせるかどうか、外郭面にある道路ですよ。あるいは、六メーターという基準をきめるなら、六メーターを三メーターにしておいて、向こうが三メーター分持て、こういうことにするのか。これは行政指導の問題なんです。そういう点はどう考えているかということを聞いているのであって、しゃくし定木の答弁をして、も、実際上はそうではないのです。そういう場合があり得るのですよ。それは一坪の土地だって何円としているのですから、そんな妥協なんかしません、自分の利益のために。その場合に、何か基準をきめて、何か適当なことをしないとまずいと思うのです。

して宅地が造成されても、少なくとも公共施設だけは公共団体が自分の費用でつくるのが正しい行き方なんです。そして道路の場合も地元負担というものがありますから、地元が若干の負担をして、公共道路、下水道というものは当然国がつくるべきです。ところが、民間につくらして、それをもらつちますということ、それも認可の条件としてそれをしようとするなら、明らかに全部何メーター以上の道路は、これは公用道路であると、市道であるということをばりしてくれるらしいですよ、法律の上でもつて。いま行政指導でそういうふうにすると建設大臣は言っているけれども、法律でばりと書いてしまえばいいのです。それならそれでいい。許認可の事業計画を検討する場合そなつたらよろしいけれども、そのところが、市町村はなかなか受けないですよ。そういう道路、普通道路をつくっても、自分のほうはよろしゅうございますと、しない。また、外郭につくった道路等は、あとから造成しようというBの人が非常に大きな利益を受けるものですから、自分が損しないでも満足しないで、人がもうけるとやきもちをやくのが、それは国民の通弊です。一番先にAの地区をつくつて造成した、そこの外郭に六メーターの道路をつくつた、Bがそれにくついてまた新しい許可を受けてつくる場合、市町村道になつていると、そういう六メーターをつくつた外郭の道路は自由に使えます。それでBの人たちが利益を受けます。これはAはたまるものではないです。感情として。おれのつくつた道路を利用しやがって、それだけもうけ

た、こうなのです。自分は損しないでも、人のもうけることをやきもちやくのがいまの通弊ですよ。こういううちはやはり明らかにしなければいかぬといふのです。許認可の場合にばかり云せばいいのです。お前さん、Aの外郭道路を利用しなさい、そのかわりかくかくの条件で費用の負担をしなさいよ、こういうことを認可する場合に言えばいい。当然人がつくった道路——自分がつくるより、その人のつくった道路を使つたほうが仕事がスムーズにいくし、全部に対して非常に利益があるのです。そういう点もひとつ何か明らかにしないと、実際の仕事になつて、各都道府県はらばらでもつて、自分の腹一つでもつてものをやるようになつたんじや、いいものはできないです。その点を言つてゐるのです。これはひとつ何か行政指導、通牒でも何でもいいです。そういう基準を示して、全国一律な許認可の条件をつくつてしまいと思うのです。いまここでもつて言つてもしようがないから、そういうことをお願いしておきます。はつきりと十五条に「帰属する」と書いてある。帰属するなら、帰属するときめればいい。

の技術なんかより自分の技術のほうが非常に都合のいい、もうけられる技術だということですから。これはどうなんですか。

○国務大臣(河野一郎君) 宅地の造成が非常に緊急な事業でござりますので、大いにこれを奨励をいたさなければなりませんと同時に、一方におきましては、過小、群小の業者につきましてはきびしくこれを規制するという方針でございますので、ときにはこれらを統合する場合もありますし、指導いたしまして、一方においてはこれらに必要な資金を助力してあげるということも考えて、大いに宅地造成事業を盛んにするという意味から、こういう方針でございたいということを示しております。

○田中一君 具体的に「必要な技術上の助言」、これはいいです。「資金上その他の援助に努力」と、そうするとと、これは資金上ということは、あつせんということですか、銀行等の。

○国務大臣(河野一郎君) 住宅金融公庫等をしてこういう資金をひとつ扱ってみたとも考えておりますし、その他民間の金融機関等につきましてもひとつ大いにあつせんをして差し上げたい。実はこういう話が民間のほうにも内々あるものでございますから、そこでこういうことを書いた、こういうわけでございます。

○田中一君 最後に一つ伺いたいのは、そうしてでき上った宅地に対する価格、これはまあ当然、民間の事業、私企業でありますから、きめられると思いますが、住宅金融公庫の資金を投入してやつた場合に、これは抑えられま

民間資金の導入のあっせんをした場合に、これは価格は押さえられますか。  
○國務大臣(河野一郎君) いろいろの議論もございますが、これらの業者対して過当な、不当な利益を得せしむる、適正な利益で分配するといううとを許可条件に付するというようなとも私は考えられるのではないか、う思っております。  
○田中一君 そういう方向に、いま建設大臣が答弁なさつたような方向に行つてはいいと思うわけです。いろいろな意味でもって民間の宅地造成業者は国民に不利益を与えていた点もあります。また、大企業、大資本をもつてやる人たちは、比較的安い土地を、安い造成事業をやつているところもありますけれども、一応この法律が、現在行なつていてる野方図もなく自由に行なつまいりますし、ことに最後に伺いたいのは、建設大臣、これらの業者がやらなうそその宣伝、たとえば何々駅をおいて五分、行ってみたらば、なるほど五十キロぐらい飛ばすと五分で自動車で行くところにあつたと、自動車で必ず五十キロ飛ばさなければ五分で行かないというようなところもあつたり、それから手金を置いたために――もう契約を見ないで置いた、そのため、何十万という金を恐喝で取られたといふようなこともたくさんある。そうした誇大なる広告等も、これは公正取引委員会等で勧告をしておりますけれども、こうしたものも行政指導の面ではつきりと、しないならしないといふ約束を認可を与える場合に条件として

—

付すということなどもひとつ心得てい  
ただきたいと思うんです。そうして、  
なおかつ無許可でやる向きがたくさん

「ぞいります。これもつかまりません。」  
この法律をつくって、法律の実施に当

たつて、いる国が地方公共団体に何か予算上の措置でもしてやらなければつかまらないんです。こんなものを追つか

けていたところが、だれが責任者だからわからぬようなことがたくさんある

思ひます。誇大な広告あるいは誇大  
確につかむということにしてほしいと  
思ひます。

な宣伝等はさせないということを、ひとつ建設大臣、約束してほしいと思う

○国務大臣(河野一郎君) ただいまお  
話になりましたような点は、最初申  
んです。

し上げたとおり これによつて宅地造成の事業を促進、実行して成果をはか

るということを趣旨にしておりますので、それらの点十分注意いたしまして、行政指導において考えていきたい

○委員長(北村暢君) 速記をとめて。と考える次第でござります。

〔速記中止〕

たものと認めて御異議ござりません  
か。

〔異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。

この際おはかりいたします、各派共同提案の修正案が委員長の手元に提出されておりますので、本修正案を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。これより修正案の趣旨説明を求めます。田中君。

○田中一君 ただいままで数回にわたる審議を続けてまいりましたが、この法律の第五条二項の三号のただし書きを分でございます。趣旨説明の点につきましては、先ほど建設大臣にこの点をただしまして、少なくとも第一条の目的にあるように、「良好な住宅地の造成を確保し、」ということになつております。これらやむを得ない場合とはいえ、雨水の貯留等の施設を設けるということは、決して良好な住宅地の造成じゃございません。したがつて、この修正案を読み上げます。

住宅地造成事業に関する法律案に対する修正案

住宅地造成事業に関する法律案の一部を次のように修正する。

第五条第一項第三号ただし書を削る。

以上でございます。

○委員長(北村暢君) ただいまの説明に対し、御質疑のある方は順次御発言を願います。——別に御発言もなければ、これより原案並びに修正案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようですか、——討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

住宅地造成事業に関する法律案を問題に供します。

まず、各派共同提案の修正案を問題

に供します。修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(北村暢君) 全会一致と認めます。よって、各派共同提案の修正案は可決せられました。

次に、ただいま可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(北村暢君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は全会一致をもって可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(北村暢君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

道路法の一部を改正する法律案  
道路法の一部を改正する法律案  
道路法(昭和二十七年法律第八百八十九号)の一部を次のように改正する。  
目次中「一般国道等」を「一般国道等」に改める。

第三条第一号を次のように改める。  
二 一般国道  
第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。  
第二章の章名中「一級国道等」を「一般国道等」に改める。  
第五条及び第六条を次のように改める。  
(一般国道の意義及びその路線の指定)  
第五条 第二条第一号の一般国道(以下「国道」という)とは、高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路を構成し、かつ、次の各号の一は該当する道路で、政令でその路線を指定したものと定めたものをいう。  
一 國土を縦断し、又は循環して、都道府県庁所在地(北海道の支庁所在地を含む)その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市(以下「重要都市」という)を連絡する道路  
二 重要都市又は人口十万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路  
三 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路  
四 港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)第四十一条第二項に規定する特定重要港湾若しくは同法附則第五項に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路  
五 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路

2 前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならない。

第六条 削除

第七条第一項中「第四号」を「第三号」に、「二級国道、二級国道」を「国道」に改める。

第八条第一項中「第五号」を「第四号」に改める。

第十一条第一項を削り、同条第一項中「二級国道」を「国道」に改め、同項を「同条第一項」とし、同条中第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。

第十二条(見出しを含む)中「二級国道」を「国道」に改める。

第十三条を削り、第十二条の二(見出しを含む)中「二級国道」を「国道」に改め、同条を第十三条とする。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十七条第一項中「二級国道及び二級国道の管理(一級国道の管理又は二級国道の新設、改築若しくは災害復旧に関する工事に係る管理で、建設大臣が行うものを除く)」は、第十二条、第十二条の二第一項、第十三条第一項及び第十四条第一項の規定にかかるわざ「国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県知事が行なうべきものは、これらに規定にかかるわざ」に改め、同条第二項中「第十三条第一項及び第十四条第一項」を「二級国道の新設、改築又は災害復旧に関する工事に係るものとし、同条第一項に、二級国道の管理でこれらの規定により当該都道府県知事が行なうべき

もの」に改める。

第十八条第一項中「第十二条の二第一項若しくは第三項又は第十三条」を「第十三条第一項若しくは第三項又は第十五条」に、「指定区間内の「級国道」を「指定区間内の「級国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間の「級国道」に改める。

第十九条第一項及び第二十条第一項中「第十二条の二第一項及び第三項並びに第十四条」を「第十三条第一項及び第三項並びに第十五项」に改める。

第二十四条中「第十二条の二第三項、第十三条第一項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）」を「第十三条第三項」に改める。

第三項並びに第十五项」に改める。

第四十四条第一項中「「級国道」を「國道」に改める。

第五十条の見出し及び同条第一項中「「級国道」を「國道」に改め、同条第二項中「「級国道の維持、修繕その他の管理」を「國道の維持、修繕その他の管理」に、「指定区間内の「級国道」を「指定区間内の「國道」に、「その他の「級国道」を「指定区間外の「國道」に改める。

第五十一条を次のように改める。

第二十七条第一項を次のように改める。

建設大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行なう場合又は第十三条の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行なう場合においては、政令で定めるところにより、道路管理者に代わってそ

の権限を行なうものとする。

第十九条中「その他の状況」の下に「及び当該道路の交通状況」を加え、「安全なものであり、且つ、」を「安全なものであるとともに、安全かつ」に改める。

第三十条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十一 橋断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

第三十一条第一項中「「級国道又は

「級国道」を「國道」に改める。

第三十九条第一項中「指定区間内の「級国道」を「指定区間内の「國道」に、「その他の「級国道又は二級国道」を「指定区間外の「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改める。

第四十四条第一項中「「級国道」を「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道を除く。」若しくは「級国道」を「指定区間外の「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改める。

第四十八条の二第一項中「及び「級国道」を削る。

第四十九条中「指定区間内の「級国道」を「指定区間内の「國道」に、「その他の「級国道又は二級国道」を「指定区間外の「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道を除く。」若しくは「級国道」を「指定区間外の「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改める。

第五十条の見出し及び同条第一項中「「級国道」を「國道」に改め、同条第二項中「「級国道の維持、修繕その他の管理」を「國道の維持、修繕その他の管理」に、「指定区間内の「級国道」を「指定区間内の「國道」に、「その他の「級国道」を「指定区間外の「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改め、同条第二項中「「級国道」を「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改め、同条第一項

定」を「当該規定」に改める。

第五十四条第一項及び第五十五条第一項中「第四十九条から第五十一条まで」を「第四十九条又は第五十条」に改める。

第五十六条中「「級国道（指定区間内的一級国道を除く。）若しくは「級国道」を「指定区間外の「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改める。

第五十七条第一項中「「級国道」を「國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改め、同条第一項

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、道路法第一

十九条、第三十条第一項、第七十一

条第四項及び第五項並びに第八十条

第一項の改正規定は、公布の日から

この法律の施行の際現に存するこ

の法律による改正前の道路法（以下「改正前」の法）という。の規定によ

る「級国道又は二級国道」は、この法

律による改正後の道路法（以下「改正後」の法）という。の規定による一般

国道となる。

3 建設大臣は、改正後の法第十二条

の規定にかかるわらず、当分の間、一

般国道（この法律の施行の際改正前

の法の規定による「級国道」であつた

ものを除く。）の新設又は改築でその

行なうべきものを、当該新設又は改

築に係る一般国道の部分の存する都

道府県又は指定市を統轄する都道府

級国道」を「一般国道」に改める。

第二条第一項中「「級国道及び二

級国道並びに」を「一般国道及び」に

九十六条第二項及び「」を「」に

十六条の二第一項に規定する「級國道」に改め、同条第一項

中「「級国道及び二級国道」を「一般國道」に改め、同条第一項

中「「級国道」を「國道」に改め、同条第一項

正

4 建設省設置法（昭和二十三年法律

正する。

第十一条第一項の表道路審議会の項

中「「級国道若しくは二級国道」を

「一般国道」に改める。

第五十条第一項及び第三項並びに

（地方道路譲与税法の一部改正）

正する。

第一百三十二条の一部を次のように改

正する。

「一般国道」を「國道」に改める。

第八十条第一項中「二十人」を「二十

五人」に改める。

第八十五条第一項及び第三項並びに

（道路の修繕に関する法律の一部改

正）

5 道路の修繕に関する法律（昭和二

十三年法律第二百八十二号）の一部

を次のように改正する。

第一条第一項中「「級国道及び二

級国道」を「一般国道」に改める。

第六条第一項中「「級国道（指定区

間の「級国道を除く。」又は「二級國道」を同項に規定する指定区間外の「級國道等」に改める。

第五条の見出し中「「級国道等」を規

定する指定区間をいう。以下同じ。」

第一二部 建設委員会議録第二十七号 昭和二十九年五月十九日 【参議院】

内の一級国道を除く。)又は「二級国道」を「道路法第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)と定する指定区間(以下「指定区間」という。)の外の「一般国道」に改める。

第七条第二項中「二級国道若しくは二級国道」を「一般国道」に改める。

第七条の二第一項中「第十三条第一項若しくは第二項」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第十三条第一項若しくは第二項」を削る。

第七条の三第二項中「一般国道(指定期間内の「一般国道を除く。)又は二級国道」を「指定区間外の一般国道」に改める。

第七条の五中「第十二条の二第一項から第三項まで、第十四条第一項若しくは第二項」を「第十三条第一項若しくは第三項」に改める。

第十六条の見出し中「一般国道等」を「一般国道等」に改め、同条第一項及び第四項中「一般国道」を「一般国道」に改める。

第十九条第一項中「一般国道等」を「一般国道等」に改める。

「一般国道等」に、「指定区間内の一般国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一般国道又は一般国道」を「指定区間外の国道」に改める。

第二十一条中「一般国道等」を「一般国道等」に改める。

第二十五条第一項中「一般国道」を「一般国道」に改める。

第二十六条第一項及び第二十七条规定する指定区間内の「一般国道」を「指定区間外の国道」に改める。

第一項中「一般国道等」を「一般国道等」に改める。

第三十条第一項中「一般国道等」を「一般国道等」に改める。

第七条の二第一項中「一般国道等」を「一般国道等」に改める。

第七条の三第二項中「一般国道等」を「一般国道等」に改める。

(積雪寒冷特別地域における道路交

通の確保に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)の一部を改正する。

第五条の二中「第十二条の二第一項に規定する指定区間内の「一般国道」(以下「指定区間内の「一般国道」という。)を「第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)

内的一般国道」に改める。

第六条中「一般国道(指定区間内の「一般国道を除く。)及び二級国道」を「指定区間外の一般国道」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第五条の二中「第十二条の二第一項に規定する指定区間内の「一般国道」(以下「指定区間内の「一般国道」という。)を「第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)

内的一般国道」に改める。

第六条中「一般国道(指定区間内の「一般国道を除く。)及び二級国道」を「指定区間外の一般国道」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第五条の二中「第十二条の二第一項に規定する指定区間内の「一般国道」(以下「指定区間内の「一般国道」という。)を「第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)

内的一般国道」に改める。

第六条中「一般国道(指定区間内の「一般国道を除く。)及び二級国道」を「指定区間外の一般国道」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第五条の二中「第十二条の二第一項に規定する指定区間内の「一般国道」(以下「指定区間内の「一般国道」という。)を「第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)

内的一般国道」に改める。

第六条中「一般国道(指定区間内の「一般国道を除く。)及び二級国道」を「指定区間外の一般国道」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第五条第一項中「第十二条の二第一項に規定する指定区間内の「一般国道」(以下「指定区間内の「一般国道」という。)を「第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)

内的一般国道」に改める。

道」を「第十三条规定する指定区間(以下「指定区間」という。)内

一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十二条又は第

十三条第二項の規定により一般國道又は二級國道」を「第十三条规定する指定区間外の一般

國道」に改める。

第二条第一項中「一般國道及び二級國道」を「一般國道」に改める。

第三条第一項中「道路法」を「道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)」の一部を次のよう

うに改正する。

第二条第一項中「一般國道」を「一般國道」に改める。

第三条第一項中「一般國道」を「一般國道」に改める。

第三条第一項中「一般國道」を「一般國道」に改める。

第三条第一項中「若しくは第五十一条」を削る。

(首都高速道路公団法の一部改正)

首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三十条第二項中「道路管理者が」に

を「建設大臣以外の道路管理者が」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

法律第七十九号の一部を次のように

に改正する。

第二十五条第一項中「一般国道」を

「国道」に、「第十二条の二第一項」を

「第十三条规定する指定区間(以下「指定区間」という。)に改める。

(駐車場法(一部改正))

第五条第一項中「第十二条の二第一項に規定する指定区間内の「一般国道」(以下「指定区間内の「一般国道」という。)

を「第十三条规定する指定区間(以下「指定区間」という。)

法(昭和三十八年法律第八十一号)の道」を「第十三条规定する指定区間(以下「指定区間」という。)内

一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十二条又は第

十三条第二項の規定により一般國道又は二級國道」を「第十三条规定する指定区間外の一般

國道」に改める。

第二条第一項中「一般國道及び二級國道」を「一般國道」に改める。

第三条第一項中「道路法」を「道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)」の一部を次のよう

うに改正する。

第二条第一項中「一般國道」を「一般國道」に改める。

第三条第一項中「若しくは第五十一条」を削る。

(首都高速道路公团法の一部改正)

首都高速道路公团法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のよ

うに改正する。

第三十条第二項中「道路管理者が」に

を「建設大臣以外の道路管理者が」に改める。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正)

法律第七十九号の一部を次のように

に改正する。

第二十五条第一項中「一般国道」を

「国道」に、「第十二条の二第一項」を

「第十三条规定する指定区間(以下「指定区間」という。)に改める。

(駐車場法(一部改正))

第五条第一項中「第十二条の二第一項に規定する指定区間内の「一般国道」(以下「指定区間内の「一般国道」という。)

を「第十三条规定する指定区間(以下「指定区間」という。)

地域住民がひとしく渴望していたところ

幸い第四十三回国会において関越自動車道建設法が成立した。

第二五一五号 昭和三十九年五月七日受理

河川法案等反対に関する請願

請願者 山形県酒田市山居町八小関俊夫外二千五百十二名

の「一般国道」を「指定区間内の一般國道」に、「一般國道若しくは二級國道」に改めることによる道

道」を「一般国道」に改める。

第二十二一条第一項中「指定区間内

の「一般国道」を「指定区間内の一般國道」に、「一般國道若しくは二級國道」に改めることによる道

道」を「一般国道」に改める。

五月十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、関越自動車道建設促進に関する請願(第二五一四号)

一、河川法案等反対に関する請願(第二五一五号)

紹介議員 濑谷 茂行君

関越自動車道建設促進に関する請願

請願者 埼玉県議会議長 三ツ林弥太郎

関越自動車道建設促進のため、左記の措置を講ぜられたいとの請願。

一、関越自動車道の調査の早期実施。

二、新道路整備五箇年計画への組入

れ。

三、予定路線を定める法律の早期制定。

理由

東京都、埼玉県、群馬県、新潟県をつ

る、幸い第四十三回国会において関越自動車道建設法が成立した。